

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 7 年 9 月

糸 魚 川 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 2 の 2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基 本的指標	7
第 3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1	農業を担う者の確保及び育成	7
2	糸魚川市が主体的に行う取組	8
3	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	9
1	農用地の利用の実態	9
2	農用地の利用に関する目標	9
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	地域計画推進に関する事項	10
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	10
3	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項	13
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
5	新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	15
第 6	その他	16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(農業の現状)

- 1 糸魚川市は、新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接している。

市域には、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知子不知、久比岐、白馬山麓の3つの県立自然公園を有し、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ豊かな自然に恵まれ、日本で初めてジオパーク認定を受けた糸魚川ジオパークは、日本列島を縦断するフォッサマグナを中心とした、世界的な学術資源となっている。

また、海岸から北アルプスに連なる傾斜地形と、青海川・田海川・姫川・海川・早川・木浦川・能生川・筒石川の8水系によって形成される狭隘な平坦地において、稲作を中心に農業が営まれており、農地のほとんどが中山間地域で耕作条件が悪い上に1戸当たりの平均耕作面積が0.8ha（2020農林業センサス）と小さい。

近年では、農業従事者の高齢化や人口の減少による担い手不足、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の増加から耕作放棄地が増加している。

(農業の基本目標)

- 2 糸魚川市は、このような現状の下に、恵まれた自然条件を十分に生かし、農地を有効的に活用し、持続可能な営農体制の構築を目指す。

具体的な経営の指標は、県の基本方針に沿って市内の優良な経営の事例を踏まえ、個別経営体の経営主など主たる農業従事者1人当たりの年間所得を400万円程度とし、主たる農業従事者1人当たりの年間労働時間を2,000時間程度とする。

(農業の方策)

- 3 糸魚川市は、地域や集落での理解と協力を得ながら、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者の農業経営の発展及び持続的な地域農業を構築するため将来の農地利用を明確にする地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）及び中山間地域等直接支払制度等、話し合いによる地域合意に基づいた営農体制を支援する。

- (1) 糸魚川市、えちご上越農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、新潟県糸魚川農業普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）、糸魚川市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）等関係機関（以下「関係機関」という。）が連携し、地域計画及び中山間地域等直接支払制度の取組、農地中間管理

事業等の促進を図る。

- (2) 農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件のもとで、地域計画に基づき農用地の集積を進められるように努める。

- (3) 農地の貸借による経営面積の拡大と併せて、農作業受託による作業面積の拡大を図り農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、関係機関と連携し、ほ場整備を契機にした園芸拡大や新規作目の導入、スマート農業技術等の先進的な技術の効果的な導入についても併せて推進する。

- (4) 生産性の高い個別経営体や組織経営体の確保・育成に向け、オペレーターの育成や作業受委託等の経営の効率化を進めながら、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、中山間地域で耕作条件が悪い農地については、集落営農組織の育成や機械利用組合の組織化の支援についても、集落の話し合いを基に、地域の実態に応じた経営体の育成を図る。

- (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）への集積を推進し、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者、地域計画に位置付けられた担い手に集中的かつ重点的に実施されるよう、関係機関の協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- (6) 畜産経営においては、厳しい経営環境の中、飼養技術のさらなる向上による経営改善や畜舎の環境保全を推進するとともに、畜産から排出される糞を堆肥化するなど高付加価値化の取組を耕畜連携により展開する。

（農地の流動化）

- 4 糸魚川市は、食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、地域や集落の理解と協力のもとに認定農業者等経営体を確保・育成し、地域計画に基づく農地利用集積を一層加速するとともに、それぞれの地域の実態に十分配慮した効率的な営農体制の確立を進めていく。

特に、課題となっている遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農

地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(指導方針)

- 5 糸魚川市は、糸魚川市農林水産業振興協議会を構成する普及指導センター、市農業委員会、農業協同組合、新潟県農業共済組合、酪農にいがた農業協同組合等の協力を得て、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象に、経営診断の実施や先進的技術の導入等を含む生産方式や経営改善方策の提示等の重点的指導を実施する。

(新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成)

- 6 糸魚川市は新たに農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

(1) 確保すべき人数の目標

「新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標の280人を踏まえ、糸魚川市においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で6法人増加させる。

(2) 農業所得の目標

年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間）を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(3) 糸魚川市の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくため、就農希望者に対して、糸魚川市農林水産業振興協議会の協力を得て支援し、育成の取組みを展開する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に糸魚川市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、糸魚川市における主要な営農の類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 目標所得額 【主たる農業従事者1人あたり400万円】

◆ 個別経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
1 水稻単一 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 15.5ha < 経営面積 > 自作地 2.0ha 借地 13.5ha 計 15.5ha	< 資本装備等 > トラクター 60ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 5条刈 1台 乾燥機 45石 2台 色彩選別機 360kg/hr 1台 精米機 210kg/hr 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 フォークリフト 1.5t 1台 ドローン 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイプハウス 130坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	就業規則の設 定 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保
2 水稻＋ 作業受託 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 14.5ha 作業受託 22ha < 経営面積 > 自作地 2.0ha 借地 12.5ha 計 14.5ha	< 資本装備等 > トラクター 60ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 5条刈 1台 乾燥機 45石 2台 トラック 1台 軽トラック 1台 色彩選別機 360kg/hr 1台 精米機 210kg/hr 1台 フォークリフト 1.5t 1台 ドローン 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイプハウス 130坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	就業規則の設 定 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
3 水稻＋ 施設野菜 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 14.5ha 丸なす 0.1ha 計 14.6ha < 経営面積 > 自作地 2.0ha 借地 12.6ha 計 14.6ha	< 資本装備等 > トラクター 60ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 5条刈 1台 乾燥機 45石 2台 トラック 1台 軽トラック 1台 色彩選別機 360kg/hr 1台 精米機 210kg/hr 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 ドローン 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイプハウス 130坪 パイプハウス 170坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	就業規則の設 定 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保
4 水稻＋ 露地野菜 [従事者 2.0人]	< 作付面積等 > 主食用米 14.5ha えだまめ 0.5ha ブロッコリー 0.1ha 計 15.1ha < 経営面積 > 自作地 2.0ha 借地 13.0ha 計 15.0ha	< 資本装備等 > トラクター 60ps 1台 田植機 8条植 1台 コンバイン 5条刈 1台 乾燥機 45石 2台 色彩選別機 360kg/hr 1台 精米機 210kg/hr 1台 トラック 1台 軽トラック 1台 フォークリフト 1.5 t 1台 ドローン 1台 作業場兼格納庫 40坪 1棟 パイプハウス 130坪	複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る青色申告 の実施	就業規則の設 定 農繁期におけ る臨時雇用従 事者の確保

2 目標所得額 【主たる農業従事者1人あたり400万円】

◆ 組織経営体

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事 の 態 様 等
5 水稲単一 [主たる従 事者の給 与報酬目 標 400万円] [従事者 5.0人]	<作付面積等> 主食用米 28.8ha 非主食用米 7.2ha 計 36.0ha <経営面積> 借地 36.0ha 計 36.0ha	<資本装備等> トラクター 60ps 2台 田植機 8条植 2台 コンバイン 4条刈 1台 コンバイン 5条刈 1台 乾燥機 50石 4台 トラック 1台 軽トラック 4台 色彩選別機 1t/hr 1台 精米機 300kg/hr 1台 フォークリフト 1.5t 1台 ドローン 2台 作業場兼格納庫 70坪 1棟 パイプハウス 266坪	法人及び法人 に準じた経理で 財務及び労務管 理を明確にする	各種社会保障 制度の活用
6 水稲＋ 露地野菜 [主たる従 事者の給 与報酬目 標 400万円] [従事者 5.0人]	<作付面積等> 主食用米 27.2ha 非主食用米 6.8ha えだまめ 3.0ha ブロッコリー 0.5ha 計 37.5ha <経営面積> 借地 37.0ha 計 37.0ha	<資本装備等> トラクター 60ps 2台 田植機 8条植 2台 コンバイン 4条刈 1台 コンバイン 5条刈 1台 乾燥機 50石 4台 トラック 1台 軽トラック 4台 色彩選別機 1t/hr 1台 精米機 300kg/hr 1台 フォークリフト 1.5t 1台 ドローン 2台 ブームスプレーヤー 1台 えだまめ収穫機 1台 作業場兼格納庫 70坪 1棟 パイプハウス 266坪	法人及び法人 に準じた経理で 財務及び労務管 理を明確にする	各種社会保障 制度の活用

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 基本的指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始後5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいとため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成

糸魚川市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者及び認定新規就農者、地域計画に位置付けられた担い手に対する各種支援制度を活用するとともに、女性や意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように新潟県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、関係機関と連携し、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、地域農業の担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定、フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、糸魚川市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、就業規則の設定、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農

家等の労働力や繁忙期の異なる労働力の活用等に取り組む。

2 糸魚川市が主体的に行う取組

- (1) 糸魚川市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域で孤立することがないように、必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の変更等の措置を講じる。

- (2) 糸魚川市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や新潟県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

糸魚川市は、農業協同組合等と連携し、市内の作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、市ホームページ等で情報発信を行う。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努めるとともに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 農用地の利用の実態

糸魚川市は、耕地面積の9割が水田に利用されており、水稻主体の土地利用型の農業地域である。

しかし、特に山間部では、狭小、急峻、日当たりが悪いなど、条件の悪い農地が多く、また、農業者の高齢化等により担い手が不足し、耕作放棄地も増加傾向にある。

そのような中、地域計画に位置付けられた担い手を中心となり、農業経営基盤整備事業によるほ場整備に取り組むことで、区画の拡大、担い手への農地集積・集約化による作業性の向上、園芸作物との複合経営への転換が図られている。

2 農用地の利用に関する目標

(1) 農用地利用集積等の将来ビジョン

地域計画に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等 目標年次(令和16年度)までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を9割(1,630ha)程度まで進めることを目標とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
90% (1,630ha)	

○農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標			備 考
	個別経営体	組織経営体	
30	24	6	

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

糸魚川市は、市農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画に基づく農用地の集約化を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

糸魚川市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、高品質・良食味米の安定生産や複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 地域計画推進に関する事項

地域計画の実効性確保に向け、関係機関と連携しながら、地域計画に基づく利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとし、見直しが必要な場合は協議の場を設置する。

なお、協議の場は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設置する。開催にあたっては、農業関係の集まりや市ホームページ等で周知する。

また、参加者については、農業者・農業委員・農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口については糸魚川市農林水産課に設置する。地域計画の区域については、中山間地域等直接支払制度の取組を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

糸魚川市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱（参考様式第6－1号）の認定申請書を糸魚川市に提出して、農用地利用規程について糸魚川市の認定を受けることができる。

② 糸魚川市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 糸魚川市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を当市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 糸魚川市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、認定するものとする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程

は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の奨励等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業等の指導、援助

① 糸魚川市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 糸魚川市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、市農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、農地中間管理機構等に指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

糸魚川市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について

ての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

糸魚川市は、1 から 3 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 生産性の高い個別経営体や組織経営体の確保・育成に向け、法人形態への誘導を図ることで効率的かつ安定的な経営体を目指す。

イ 経営体育成基盤整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農地耕作条件改善事業等を実施し、農用地の基盤整備と農村の環境整備を行う。

ウ 糸魚川市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに基づき、水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金の活用により、経営の安定を目指す。

エ 地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

糸魚川市は、市農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、事業の推進体制を構築する。

また、当面行うべき対応を明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 関係機関等の協力

市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、糸魚川市は、このような協力の推進に配慮する。

5 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6(1)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体と連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

受入環境の整備

支援センターや普及指導センター、農業協同組合等と連携しながら就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

糸魚川市が主体となって新潟県農業大学校や普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修会や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導や面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画に基づき、地域計画に登載される担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、糸魚川市認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。

また、農業協同組合が運営する直売施設への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力向上に向けた支援

他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域については、地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策事業や雇用就農資金、強い農業づくり総合支援交付金事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、支援センター、技術や経営ノウハウの習得については、新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、普及指導センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については、市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月3日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和3年9月28日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和6年9月25日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和7年9月24日から施行する。